

紹介手数料に関する覚書

●●●（以下「甲」という）、ウィーバー株式会社（以下「乙」という）は令和●●年●●月●●日付の取引基本契約書（以下「本件契約書」という）第5条及び第6条に基づき以下の通り合意します。

- 1.本件契約書第5条1項に定める紹介手数料
採用決定者の想定理論年収(注1.2)の30%
※消費税別途加算

注1:想定理論年収定義[月給制の場合]

下記の総計

- 1.月額固定給（基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当）×12ヶ月
- 2.賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数（又は標準賞与支給月数）
- 3.初年度支給一時金（調整金）

但し、通勤手当（通勤交通費）の非課税手当、及び超過勤務手当（残業手当）など就業により変動する手当は含まれません。

注2:想定理論年収定義[年俸制の場合]

- 1.提示年俸額（通勤手当・通勤交通費を除く）
- 2.初年度支給一時金（調整金）

- 2.本件契約書第5条2項に定める紹介手数料支払日

採用決定日（採用決定者の内定承諾日）を請求日として、請求日の翌月末日までに、
前項所定の紹介手数料とその消費税額の合計を乙の指定金融機関口座に振り込むものとする。

- 3.本件契約書第6条に定める紹介手数料の払い戻し

- a.入社後1ヶ月以内に自己都合退職・懲戒解雇の場合―乙らが受領した紹介手数料の80%を返戻する
- b.入社後3ヶ月以内に自己都合退職・懲戒解雇の場合―乙らが受領した紹介手数料の50%を返戻する

以上、本覚書を2通作成し、甲乙ら各1通保有します。

年 月 日

(甲)

(乙) 東京都品川区大井 1-6-3 アゴラ大井町 3F
ウィーバー株式会社
代表取締役 錦織義仁